

作成日 : 2017 年 10 月 21 日

スペイン王国
Kingdom of Spain

特許庁の所在地 :

Ministry of Industry, Tourism and Trade
Spanish Patent and Trademark Office (SPTO)

Paseo de la Castellana 75,
28046 Madrid,
Spain

TEL : 34-90-215-7530

FAX: 34-91-349-5597

E-mail: informacion@oepm.es

Homepage: www.oepm.es

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (3) 特許協力条約 (PCT)
- (4) 欧州特許条約 (EPC)
- (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC 同盟)
- (6) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書 (Madrid Protocol)
- (9) 標章登録のための商品サービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (10) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)
- (11) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)
- (12) 外国公文書領事認証免除に関するハーグ条約 (Hague Convention)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況についての詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

スペイン国内に住所を有していない外国人は、登録された代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Colegio Oficial de Agentes de la Propiedad Industrial

COAPI Montera, 13. 28013,

Madrid, Spain

TEL : 91-522-3824

FAX : 91-522-1303

E-mail: coapi@coapi.org

Website : <http://www.coapi.org/propiedad-industrial/>

5. 出願言語

スペイン語です。

6. その他関係団体

JETRO MADRID

Plaza de Carlos Trías Bertrán 7 Edificio Sollube,

Planta 2, Oficina 1 28020 Madrid

TEL : 34-91-391-2100

FAX : 34-91-310-3659

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.oepm.es/es/index.html>

特許制度

1. 現行法令について

2015年の改正特許法第24/2015が2017年4月1日から施行されております。

<主な改正法の内容>

- (1) 実体審査ありと実体審査なしの特許付与手続を選択することができましたが、実体審査なしの手続が廃止され、単一の付与手続に統一されました。
- (2) 付与前の異議申立制度から付与後異議申立制度となりました。
- (3) 特許後、クレームの削除のみ可能でしたが、減縮する補正が可能となりました。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書(Request) :

出願人の名称・住所、発明者の氏名・住所、及び優先権主張の場合は、第一国出願国、出願日及び出願番号等を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims) :

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract) :

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 発明者宣誓書 (Declaration) :

発明者が特許出願人でないときは、出願人がどのように特許を受ける権利を取得したかの根拠を述べた宣誓書を提出する必要があります。

この宣誓書は、出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願日から4ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

スペイン語による翻訳文を出願日から4ヶ月以内に提出する必要があります。

(8) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Document) :

優先権主張の基礎出願とスペイン出願の出願人が異なる場合、この譲渡証を提出する必要があります。

3. 料金表 (単位はユーロ (EUR) です)

(1) 出願料金 (Granting Fee 含む)	85.32
(2) 調査報告作成請求料金	581.95
(3) 実体審査請求料金	331.30
(4) 異議申立料金	36.78
(5) 審判請求料金	74.88

(6)年 金

①3年度	18.48
②4年度	23.06
③5年度	44.11
④6年度	65.10
⑤7年度	107.47
⑥8年度	133.78
⑦9年度	167.88
⑧10年度	216.06
⑨11年度	270.82
⑩12年度	317.98
⑪13年度	365.05
⑫14年度	412.56
⑬15年度	440.59
⑭16年度	458.85
⑮17年度～20年度	490.00

(各年度当たり)

4. 料金減免制度について

減免制度が導入されております。

自然人及び中小企業に対して、出願料金、調査報告作成請求料金、実体審査請求料金、及び年金（第3年度、第4年度及び第5年度）が50%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されております。

7. 審査請求制度の有無

実体審査請求制度は導入されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

冒頭で触れましたように、この度の法改正により特許付与手続が単一の手続に一本化され、それに伴い実体審査請求が義務的な手続となりました。

(1) 方式審査に関して：

①出願書類が提出されますと、特許庁は方式的要件を満たしているか否かの予備的な審査(Preliminary Examination)を行います。

具体的には、出願が出願日認定に必要な要件を満たしているか否か、また必要な手数料(出願手数料及び調査報告書手数料)が納付されているか否かについて、審査されます。

なお、この度の法改正により、調査報告作成の請求(Search Report Request)は出願と同時に必要な手続きとなりました。

②上記方式的要件を満たしていないと判断した場合、特許庁は期限を指定し方式指令を発行します。

③所定の期間内に料金が納付されず、又は不完全であった場合には期間の経過時に出願は取り下げられたものとみなされます。

一方、出願が方式的要件を満たしていると判断された場合、特許庁は調査報告書及び見解書(Spanish Search Report and Written Opinion)を作成します。

(2) 不登録事由に関して：

次の事項は、特許を受けることができません。

①情報の提示

②発見、科学的理論又は数学的方法

③精神的活動、ゲーム又は業務を行うための計画、規則又は方法

④コンピュータプログラム

⑤人体又は動物体の外科的又は治療的処置方法、等です。

(3) 調査報告書(Search Report)に関して：

①特許庁は、方式、発明の単一性、新規性、進歩性等に関する調査終了後に、見解書と共に調査報告書を作成します。

②調査報告書は、出願に係る発明の新規性等を評価するために考慮される技術水準の要素について記載されます。

なお、報告書作成時に特許庁は、他の国際機関の協力を得ることができるとされております。

③調査報告書作成後、特許庁は当該報告書を出願人に送付し、出願書類と共に公開します。

(4) 新規性に関して：

①出願日(又は優先日)前に、世界のいずれかの場所において、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を有しません(絶対的新規性の採用です)。

②但し、一定の場合新規性喪失の例外が認められます。

(a)特許を受ける権利を有する者の意に反して、出願前6ヶ月以内に発明が公表された場合

(b)特許を受ける権利を有する者が、出願前6ヶ月以内に国際的博覧会に発明を出品した場合

(c)特許を受ける権利を有する者による、出願前6ヶ月以内における試験又は実験による場合

(5)出願公開について：

出願は、出願日（又は優先日）から18ヶ月後に出願書類及び調査報告書と共に公開されます。

(6)実体審査に関して：

①この度の法改正により、従来任意手続でありました実体審査の請求が、義務的な手続となりました。

なお、実体審査の請求は出願から調査報告書の公開後3ヶ月まではいつでも（any time from the date of filing and up to 3 months from the publication of the Search Report）することができます。

請求がなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。

②調査報告が公開され、かつ実体審査の請求がされた場合、特許庁は調査報告書において引用された先行技術文献に対して、特許要件（新規性、進歩性及び産業上利用性）についての実体審査を行います。

③審査の結果、方式及び特許要件を満たしていると判断した場合、特許を付与し、一方、出願を拒絶する理由を発見した場合には、出願人に拒絶理由を通知し、所定の期間内に意見書や補正書の提出を要請します。

出願人の上記応答後、依然として理由が解消されないと判断された場合、出願は最終的に拒絶されます。

(7)特許付与に関して：

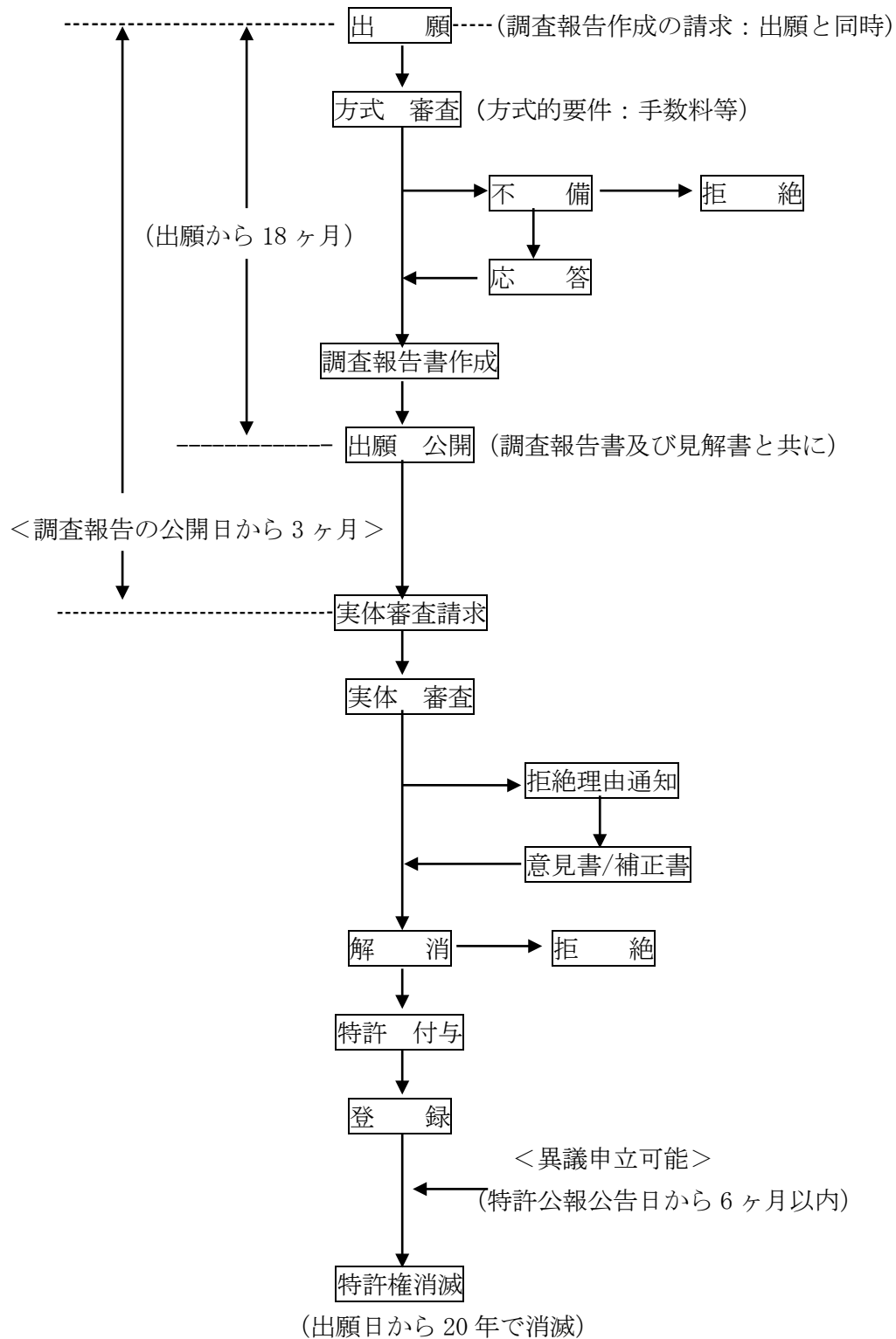
審査の結果、方式及び特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定が行われ、その旨特許公報に公告されます。

(8)付与後異議申立てに関して：

この度の改正法により、付与後異議申立制度が導入されました。

異議申立期間は、特許付与の公告日から6ヶ月以内となっております。

出願から登録までのフローチャート



日本・スペイン特許審査ハイウェイに関して：

- (A) 日本国特許庁とスペイン特許庁は、2010年10月1日より特許審査ハイウェイ (PPH)
- (B) 特許審査はハイウェイプログラムにおいて、PCT 出願の国際段階成果物 (PCT-PPH) を利用するプログラム
- (C) 申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ試行プログラム
「PPH MOTTAINAI」試行プログラム、
が実施されております。

以下、PCT 出願の国際段階成果物 (PCT-PPH) 利用プログラムについて説明します。

(1) 申請の要件

- ① 国際出願の国際段階における成果物、国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPEA) のうち、最新に発行されたもの (最新国際成果物) において、特許性 (新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも) 有りと示された請求項が、少なくとも1つ存在すること。
 - (a) WO/ISA、WO/IPEA、IPEA は、日本国特許庁が国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) として作成したものに限定されています。
 - (b) なお、国際調査報告 (ISR) のみに基づいて申請することはできません。
- ② スペイン出願と国際出願は次のいずれかの関係を満たす必要があります。
 - (a) スペイン出願は、対応する国際出願の国内段階移行出願であること
 - (b) スペイン出願が、対応する国際出願の優先権主張の基礎となっていること等です。
- ③ スペイン出願のすべての請求項が、日本国特許庁が国際調査機関又は国際予備審査機関として特許可能と判断した一又は複数の請求項と十分に対応しているか、又は十分に対応するように補正されていること。
 - (a) 差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、スペイン出願の請求項が日本国特許庁において特許可能と判断された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、スペイン出願の請求項の範囲が日本国特許庁において特許可能と判断された請求項の範囲より狭い場合、請求項は十分に対応するとみなされません。
 - (b) なお、日本国特許庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。

(2) 必要な書類

- ① 特許性ありとの判断が記載された最新国際成果物の写し、当該写しが英語でない場合、英語又はスペイン語による翻訳文を提出すること。
 - (a) スペイン出願が、対応する国際出願の国内段階移行出願である場合、国際出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告 (IPRP) の写し

とその英語の翻訳文が含まれるため、これらの書類の提出を省略することができます。

(b) また、PATENTSCOPE (登録商標) で当該最新国際成果物の写し、その英語の翻訳文が取得可能である場合、スペイン特許庁から要求されない限り、提出を省略することができます。

② 最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写し、当該写しがスペイン語でない場合は、スペイン語又は英語による翻訳文を提出すること。

PATENTSCOPE (登録商標) で特許性有りと示された請求項の写しが取得可能な場合、スペイン特許庁から要求されない限り、提出を省略することができます。

③ 最新国際成果物で提示された文献の写しを提出すること。

(a) 引用文献が特許文献の場合、原則として提出を省略することができます。

(b) 引用文献が非特許文献の場合は、提出を省略することはできません。

(c) 引用文献の翻訳文の提出は不要です。

④ スペイン出願の全ての請求項と、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項との関係を示した対応表を提出すること。

(3) 早期審査の手続き

① 所定の申請書に必要な書類を添付して提出します。

審査官は、申請書を検討し、申請の要件を満たしていない場合、PCT-PPH に参加できない旨及びその理由が出願人に通知されます。

出願人は、不備を補完し改めて PCT-PPH を申請することができます。

② 必要な全ての要件を満たしている場合、審査官は出願人に PCT-PPH への参加の許可を通知し、その後早期審査が実施されます。

③ PCT-PPH 早期審査が認められない場合、通常の出願の順番で審査される旨、出願人に通知されます。

9. 存続期間及びその起算日

(1) 特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。特許付与の公告日より発生します。

(2) 特許付与の公告 (Publication of Granting) から 3 ヶ月以内に、出願から 3 年目以降の維持年金を納付する必要があります。

その後は、25% の追加料金の納付を伴い更に 3 ヶ月以内、及び 50% の追加料金を伴い更に 3 ヶ月以内に納付することができます。

なお、翌年度以降の期限日は、出願日に相当する月の月末までとなっております。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

(1) 国内段階移行期限：優先日から 30 ヶ月以内。

(2) 提出すべき書類： 下記書類のスペイン語による翻訳文の提出が必要です。

- ①国際出願時の明細書、請求の範囲、要約、図面の文言
- ②19条補正があった場合：出願時のクレームの翻訳文及び補正後の翻訳文の双方の提出
- ③34条補正があった場合：出願時の翻訳文及び国際予備審査報告書の附属書によって補正された翻訳文の提出

11. 留意事項

(1) 出願から登録等までの所要期間：

①実体審査請求から最初の拒絶理由通知を受けるまでの所要期間：

調査報告の公開(Publication of Search Report)から18ヶ月以内に拒絶理由通知を発行するとのことです。

②出願から最終処分(特許/拒絶)を受けるまでの所要期間：

法改正により不明とのことですが、従来法下では約2年から約3年です。

(2) 改正法により、特許を得るためには全ての出願について実体審査の請求が必要となりました。

請求期限は、調査報告書の公開から3ヶ月までとなっておりますので、十分に留意して下さい。

実用新案制度

1. 現行法令について

2015年の改正特許法第24/2015が2017年4月1日から施行されております。

<改正の主な内容>

- (1) 保護範囲が拡大されました。
- (2) 新規性の要件が特許の場合と同様となりました。

2. 実用新案出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称・住所、発明者の氏名・住所、及び優先権主張の場合は、第一国出願国、出願日及び出願番号等を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims) :

(3) 要約 (Abstract) : 不要です。

(4) 図面 (Drawings) : 図面の提出は必須です。

(5) 委任状 (Power of Attorney) : 出願人が署名します。認証は不要です。

(6) 発明者宣誓書 (Declaration) : 特許の場合と同様です。

(7) 優先権証明書 (Priority Document) :

(8) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document) :

(9) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Document) :

上記(7)(8)(9)も特許の場合と同様です。

3. 料金表 (単位はユーロ (EUR) です)

(1) 出願料金 (Granting Fee 含む)	85.32
(2) 異議申立料金	36.78
(3) 年 金:	
①3 年度	18.48
②4 年度	23.06
③5 年度	44.11
④6 年度	65.10
⑤7 年度	107.47
⑥8 年度	133.78
⑦9 年度	167.88
⑧10 年度	216.06

4. 料金減免制度について

特許制度と同様です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

一般的な意味での出願公開制度は導入されておられません。

出願が適式である場合には、出願は公衆の閲覧に供せられ公報に公開/公告されます。

なお、侵害訴訟提起の際に必要な先行技術調査の内容も公開/公告されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願は、方式的要件の審査、発明の単一性及び登録性自体の審査が行われ、実体審査は行われません。

従いまして、新規性等を具備しない実用新案登録は、後日無効審判が請求されるおそれがあります。

(1) 方式的要件の審査：

① 先ず出願日を付与に必要な基本的要件の審査が行われ、その後方式的要件についての審査、登録性自体の審査が行われます。

② 方式的要件を具備しない場合、特許庁は補正指令を発行し、発行日から2ヶ月以内に出願人に対して不備の修正/補正等を要請します。適式に応答しなかった場合、出願は拒絶されます。

(2) 保護範囲の拡大：

この度の法改正により、化学製品が保護対象に含まれることになりました。

(3) 不登録事由：

主な不登録事由は次の通りです。

① 実用新案の上記定義を満たしていない考案

「実用新案」とは、特定の対象物に、使用又は製造について実質的に実用上の利点を与える形状、構成又は構造に関する日用品、道具、工具又はその他の部品と、言われております。

② 方法に関する考案

③ 公序良俗に反する恐れのある考案

(4) その他の登録要件について：

① 新規性について：

従来の国内主義から、この度の法改正により、特許の場合と同様「世界主義」に改められました。

②進歩性について：

特許の場合と比べ低度の進歩性でもって足りるとされております。

(5) 異議申立てについて：

①出願が方式的要件を満たした場合、出願は受理され、出願人にその旨の通知後、出願は公衆の閲覧に供されて、公報に公開/公告されます。

②出願公開/公告日から2ヶ月間、利害関係人は異議申立てをすることができます。

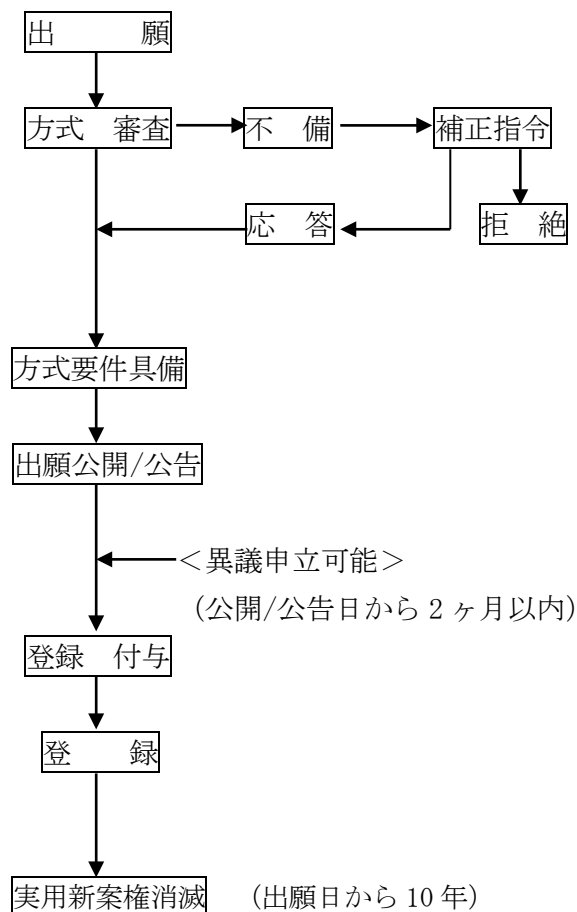
(6) 登録に関して：

異議申立てが行われず、又は異議申立てが理由なしの決定の場合、出願は登録されます。

(7) 審判請求に関して：

特許庁の決定に対して、審判請求をすることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

(1) 出願日から10年です。登録日より権利が発生します。

(2) 年金納付に関しては、特許の場合と同様です。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

実用新案登録出願においては、登録を受けるために技術水準の報告書を作成する規定は適用されません。

しかし、実用新案権の侵害訴訟を提起する場合には、先行技術調査報告書の取得、又はその取得の請求が、必要となりました。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

特許出願と同様です。

12. 留意事項

(1) 出願から登録までの所要期間：

① 異議申立てがない場合には、約 3 ヶ月から約 8 ヶ月とのことです。

② 異議申立てがあった場合には、約 9 ヶ月から約 12 ヶ月とのことです。

(2) 実用新案権者の義務：

権利行使の際には、スペイン特許庁からの先行技術調査報告書の取得が必須要件となりました。

(3) 図面：

必須の提出書類となっております。

意匠制度

1. 現行法令について

2003年7月7日改正の「意匠の法的保護に関する法律」（第20/2003号）が適用され、法律20/2003施行規則が2004年10月17日に施行されております。

2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：創作者、出願人、優先権主張、物品名、公開の繰延を希望する場合は、その旨の請求等を記載します。
- (2) 意匠の表現物：最多で図面は7図まで提出可能です。
- (3) 意匠表現物の説明書：（提出は任意です）
- (4) 優先権証明書：出願後、4ヶ月以内に提出できます。
- (5) 委任状：認証不要です。方式指令日から2ヶ月以内に提出できます。

3. 料金表（単位はユーロ（EUR）です）

(1) 出願料金：

①1個から10個までの意匠	64.32
②11個から20個までの意匠	56.29
③21個から30個までの意匠	46.74
④31個から40個までの意匠	37.40
⑤41個から50個までの意匠	25.95

(2) 優先権主張料金 7.67

(3) 異議申立料金：

①1個から10個までの意匠	37.15
②11個から20個までの意匠	29.72
③21個から30個までの意匠	23.77
④31個から40個までの意匠	19.01
⑤41個から50個までの意匠	15.21

(4) 審判請求料金 76.38

(5) 登録更新料金(全ての更新料金同額)：

①1個から10個までの意匠	83.02
②11個から20個までの意匠	66.43
③21個から30個までの意匠	53.13
④31個から40個までの意匠	42.51
⑤41個から50個までの意匠	34.00

(6) 更新料金(2003年7月9日以前の出願に適用) 83.98

4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておりません。

5. 実体審査の有無

意匠出願は、方式審査に限定され、実体審査の対象とはなりません。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願の出願公開制度は導入されておりません。

出願内容は、登録後に公開/公告されます。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願の審査請求制度は導入されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 意匠出願は、方式審査や公序良俗に該当するか否かに限定され、実体審査の対象とはされません。
- (2) 上記方式要件等を満たした意匠出願は、登録されて内容が公開/公告されます。
なお、出願人が希望する場合は、意匠の内容の公開/公告の繰延を最長で出願日から（優先権主張の場合は優先日）30ヶ月請求することができます。
- (3) このように、新規性等の実体的要件については審査されませんが、実体的要件を満たしていない意匠に対しては、異議申立理由となり、又登録後無効審判請求の対象になります。
- (4) 不登録事由に関して：
主な不登録事由は以下の通りです。
 - ① 意匠の定義に該当しない場合
 - ② 新規性、独自性がない場合
 - ③ 公序良俗に反する場合
- (5) 異議申立に関して：
 - ① 意匠が公開/公告された後、その日から2ヶ月間第三者は異議申立をすることができます。
 - ② 異議申立は、新規性や独自性の欠如等、意匠付与手続中に審査されなかった理由に基づいて、することができます。
 - ③ 異議申立てがあった場合、意匠権者に答弁書の提出機会（2ヶ月間）が与えられます。
 - ④ その後、特許庁は異議申立てについての決定を行います。
- (6) 登録に関して：
特許庁は、方式的要件及び意匠が公序良俗に反していないかの審査を行った後に、意匠を登録しその後公開/公告します。

(7)不服申立て：

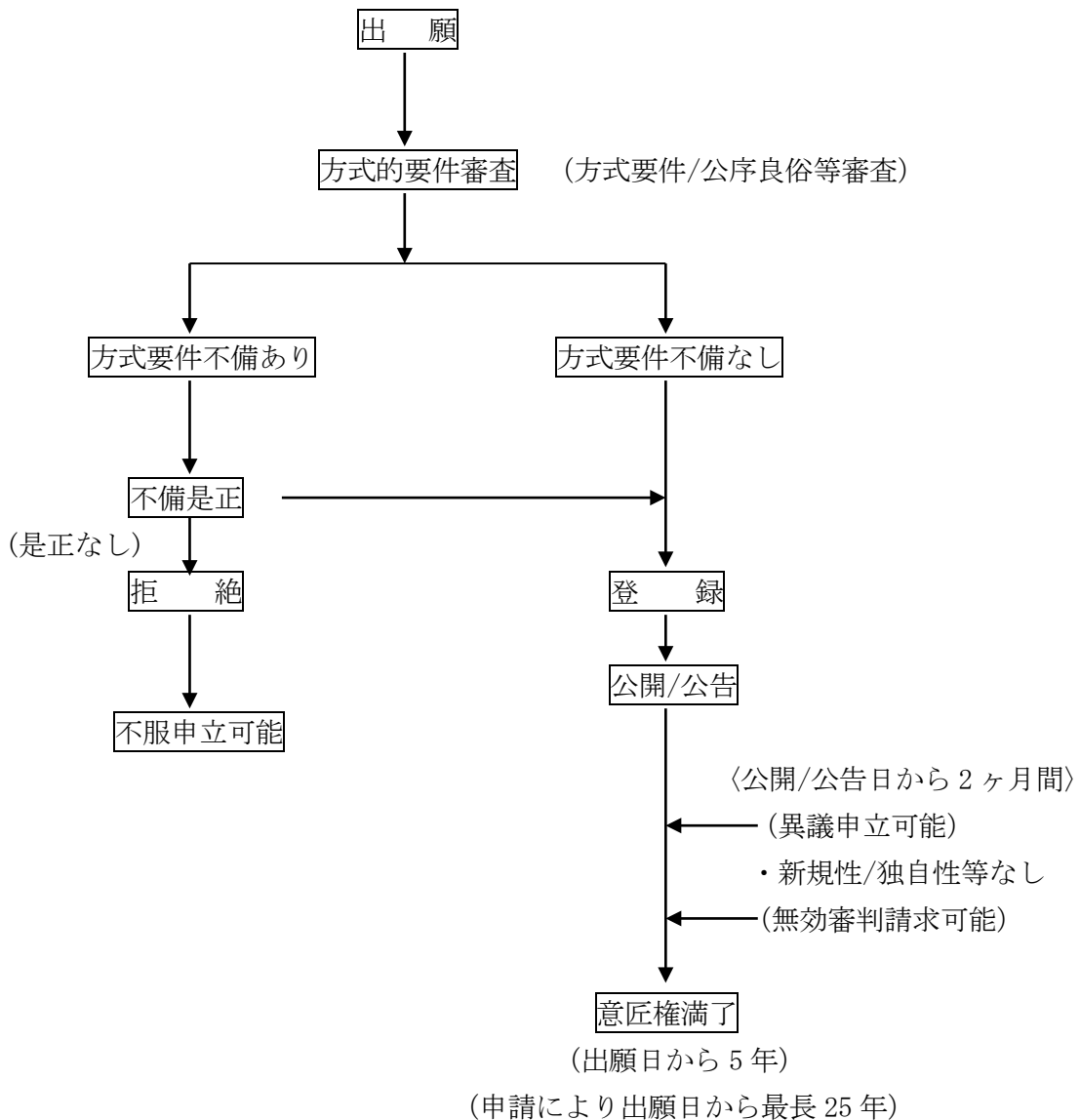
特許庁の決定に対しては、特許庁に対して不服申立てをすることができます。

(8)無効/取消審判に関して：

主な無効理由等は次の通りです。

- ①意匠が、意匠の定義に合致していなかった場合
 - ②意匠が公序良俗に反していた場合
 - ③意匠が新規性や独自性の要件を満たしていなかった場合
 - ④意匠権者が登録を受ける権利を有していなかった場合
- 等です。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年です。登録日より発生します。
- (2) 5年ごとに4回延長することが可能で、最長で出願日から25年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されております。

登録を受けるためには、当該部分が新規性等を有することが必要です。

11. 留意事項

(1) 出願から登録までの所要期間：

約3ヶ月から約4ヶ月と言われております。

(2) 意匠の定義；

- ① 「意匠」とは、製品の全部若しくは一部の外観であって、製品自体又は装飾の線、輪郭、色、形態、質感若しくは素材の特徴からなるもの、と定義されています。
- ② また、「製品」とは、工業若しくは手工業製品であって、複雑な製品に組み立てられる部品、包装、装丁、図形標識及び印刷活字等を意味します。
コンピュータプログラムは製品には含まれません。

(3) 新規性、新規性喪失の例外：

- ① 「新規性」とは、出願日前（優先日前）に同一の意匠が公衆に利用可能な状態に置かれていないことをいいます。
- ② 「公衆に利用可能な状態」とは、出願日前（優先日前）に公開・展示・商品化された場合、又はEUにおける意匠の関係分野における専門的集団が事情を合理的に知っていた場合をいいます。
- ③ 出願人の行為に起因して意匠が開示された場合、又は出願日前（優先日前）12ヶ月以内の開示の場合には、新規性は喪失しません。
また「独自性」とは、意匠から受ける一般的印象が、出願日前（優先日前）に公衆が知りうる他の意匠から受ける印象と異なることをいいます。

(4) 共同体登録意匠：

スペイン国内意匠登録の他、共同体登録意匠の保護を受けることも可能です。

商標制度

1. 現行法令について

2003年7月7日の法律20/2003の改正を伴う2001年の商標法17/2001が適用されております。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書：

出願人の住所・氏名・国籍、商標の種類、指定商品又はサービス及びその区分、及び該当する場合は優先権主張に関する情報、又視覚的、立体的、音響的性質若しくはその混合物か否か、更に商標が標準外の呼称を有するか否か等を、記載します。

(2) 優先権証明書及び優先権翻訳：出願日から4ヶ月以内に提出できます。

(3) 委任状：特許庁の提出指令日から2ヶ月以内に提出できます。

(4) 文字商標以外の場合：

① 立体商標の場合：平面で視覚的に表示するか、6面図を写真で表示します。

② 色彩商標の場合：商標に表現する色を記載します。

③ 音響商標：視覚的に表現しなければならず、ペンタグラムで表現可能です。

3. 料金表（単位はユーロ (EUR) です）

文字 (Word) ・ 図形 (Device) 商標出願の場合

(1) 出願料金 (Final Fee 含む)：

① 1区分の場合 124.12

② 多区分・1区分当たり 80.41

(2) 優先権主張料金 17.04

(3) 異議申立料金 37.52

(4) 審判請求料金 76.38

(5) 更新料金：

① 1区分の場合 143.70

② 多区分・1区分当たり 96.48

(6) 譲渡登録料金 28.98

4. 料金減免制度について

減免制度は導入されておりません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。絶対的不登録事由（商標の保護対象か否か、識別性を有するか等）、に該当するか否かの審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願は方式審査が完了した後に出願公開/公告されます。
出願公開/公告に対して、何人も異議を申立てることができます。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 一出願多区分制が採用されています。
- (2) 出願は最初に方式要件について審査されます。不備がある場合には補正指令が発行され、出願人はその通知の日から2ヶ月以内に不備を是正することができます。
- (3) 出願が受理され、方式審査が終了すると商標が公序良俗に反するおそれがある場合を除き、工業所有権公報に出願は出願公開/公告されます。
- (4) 異議申立て：
 - ①何人も、出願公開/公告日から2ヶ月間異議を申し立てることができます。
 - ②異議申立理由は、絶対的理由に限られます。

異議申立てがあると、その旨公報に公告され、出願人は公告から1ヶ月以内に異議申立理由に対して応答することができます。
- (5) 不登録事由：
 - ①絶対的理由として、登録を受けることができない主な商標は次の通りです。
 - (a) 商標の定義に合致していない標章
 - (b) 識別力を有しない標章
 - (c) いわゆる記述的標章
 - (d) 商品自体の性質又は技術的成果を得るために必要な商品の形状のみからなる標章
 - (e) 公序良俗に反する標章
 - ②相対的理由として、登録を受けることができない主な商標は次の通りです。
 - (a) 先願商標と同一・類似関係にある抵触する商標
 - (b) 先願商標と混同が生じるおそれのある商標
 - (c) 登録商標と抵触する商標
 - (d) 他人の氏名、名称、雅号等を含む商標
- (6) 実体審査：
 - ①異議申立期間が終了すると、特許庁は異議申立ての有無に拘わらず、絶対的理由及び商標が出願人以外の者を特定する名称、氏姓、筆名又は雅号に該当するか否かについて職権審査が行われます。

②拒絶理由が発見された場合、その旨公報に公告され、出願人は公告日から1ヶ月以内に、補正やディスクレームにより応答することができます。

③上記1ヶ月の応答期間経過後に、特許庁は出願について決定を行います。

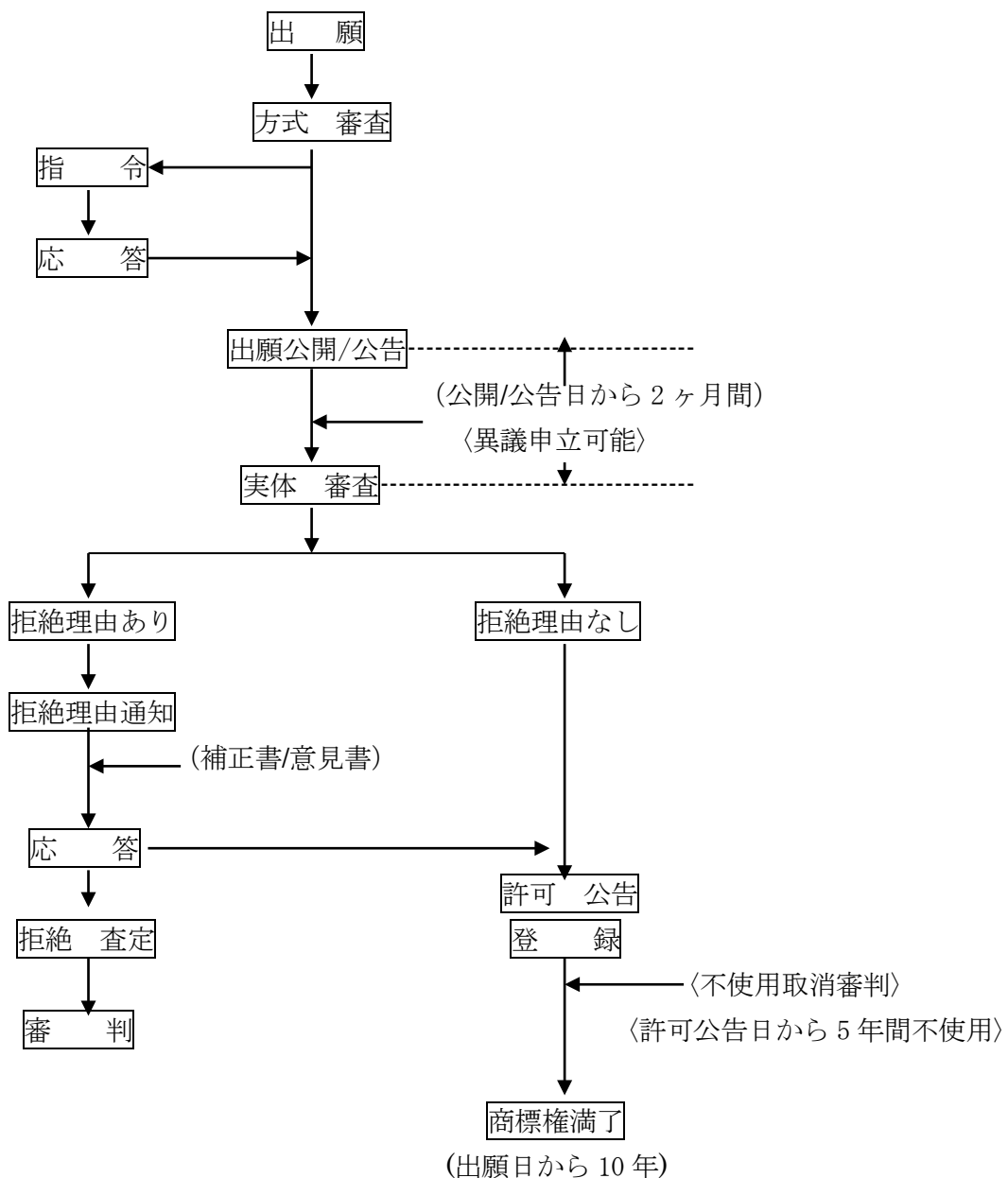
(7)登録：

審査の結果、出願が絶対的理由等に該当しない場合には、登録許可の決定がなされます。

(8)審判：

出願が拒絶の決定がされた場合には、1ヶ月以内に特許庁に対して審判を請求することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。登録許可の公告日より発生します。
- (2) 存続期間は期限満了前6ヶ月以内に更新申請をすることによって、10年毎に期間を更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、市場においてある企業の商品若しくはサービスを他の企業の商品若しくはサービスから識別できる標識と、定義されています。
以下のものは商標登録可能なものとして例示されています。
- (2) すなわち、文字、数字、単語、画像、図形、符号、模様、スローガン、包装紙、容器、製品の形状等の立体商標、音響などです。

12. 留意事項

- (1) 出願から登録等までの所要期間：
約7ヶ月から約1年6ヶ月です。
- (2) 不使用取消：
登録許可の公告日から5年間登録商標の不使用の場合には、登録取消の対象になります。
- (3) 無効：
絶対的理由及び相対的理由、いずれも無効の対象になります。
- (4) 新しい商標の保護：
音響商標、匂い商標や色彩のみの商標に関しては、商標法において音響商標が認められております。
- (5) 広域商標登録による保護：
欧州連合商標(EUTM)制度により、スペインを含むすべての加盟国について、商標の保護を求めることができます。
- (6) 国際商標登録による保護：
スペインはマドリッド協定及び議定書双方の締約国ですので、これらの協定に基づき商標の保護を求めることができます。